国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

御所清次ゟ差出ス

五日
古山清次
田辺源次

一御台所御用品差出候ニ付御安座
金蒔絵御用品御家ニ付被下置
又四郎方照ニ而御座候

一御膳所長加州家御前相済候ニ付
京都所ゟ参出候様申付候ニ付
夕方御出候

六日
古山清次
田辺源次

一御台所御用ニ付御石丸
参候所相済候事

一長田殿ゟ御絵用ニ付石井
筑前ゟ御所へ御届ケ有之
谷口平兵衛より申上候
立会御頼ニ付御承知ニ候
上様ゟ谷口平兵衛江
取次御座候

七日
古山清次
田辺源次

八日
古山清次

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一 右大臣様ゟ使ニて申入候

修理職下
八田源介

一 摂政様御辞職之御
礼ニ御参内被遊候ニ付御勤
之ニ付御出来〻御列席
御勤ニ而御礼被下候ニ付御礼
御所御座候ニ付申ニ付事

一 十八日
右 信濃守
渡辺備後守
御用之儀ニ付候ニ付申渡
当番御用之儀御所江申渡之処（御礼）
御所ニ而御役所ニ而御承
金弐百匹ツヽ被下
摂政様御用之儀ニ付御勤之者
両御殿ニ而申達候ニ付御礼
ニ付御参内ニ而御伝ニ付
ニ付御役所御取計之儀
御断ニ付御参内御用事
ニ付御差出ニ而御伺之儀
御届申上候由ニ而御座候之

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

宗ー
長門ー
右之通相渡申候、以上

請取申拝借金之事
合金ーーニ
右者今般従
公儀拝借仕候、但当酉年より五ヶ年賦ニ而
来ル寅年ゟ申年迄年々拾ヶ年ニ上納
可仕候、仍後證之為請取
上ヶ申通證文如件

宝暦三癸酉年十二月廿九日
御陵院御門番
中村治部右衛門
高林與三右衛門
京済物奉行
渡辺源次郎殿

請取申拝借金之事
合金ーーニ
右者ー
ー
宝暦三ーー
御陵院御用之内番人
太兵衛
市兵衛
弥兵衛
七三郎
中村
治八郎
幸助

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

二月六日
一 御所衆ゟ左之書付出ル

覚

准后御庭之内

一 御鎮守御社所々并御茶屋等
御修復之事

一 御築地所々并御庭掃除之外
切落之儀

一 樋修覆所々

一 屋根所々

右之破損御修復之儀御頼申候
御取計可被成候

戌
二月

古山
渡辺

右ノ書付同月八日二条表江差出ス
右者上ハ古山宛両人之名前ニ而

一 准后御所御作事奉行古山并
手ニ而相成候様相達之候
是迄ハ右之番人共ニ而番人差出
相違ニ付達之候右ノ様ニ成候ハゝ
ニ番人共ゟ相続ニ仕置候右之
達ニ御届ニ可被成候

覚

二月

古山
渡辺

右ノ書付御所表ゟ十六日ニ差出
御町奉行所ゟ御修復方町奉行所ゟ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

女院御所御構裏之番所ニ而右之
足袋被損候ニ付此之度ニ付足袋之義ニ成
番人并ニ右之者共被損候故申出候
但し右之番人ハ不申付候一ト

右之番人共ハ何事之一つも申付
此段可相心得旨被仰出候

五月二日　　稲垣
　　　　　　　一

山本筑前守殿
本田紀伊守殿

右書面之通堀田摂津守殿へ申達ス

加印済ス

三日
一右之表被相頼候段申来り候ニ付
御奉行所并ニ勘定奉行衆へ申達候
ら右之紙面番人立会之上相渡ス
右堀田摂津守へ申遣ス

十三日
一後院御建物
女院御所御見分之上…
御勘定所之…
り女院御所…
立会…

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

十六日
一明後十八日例之通
後院御祈禱奉ニ吉田侍従
え神供料之儀役人中
寄附之間勘定方中之仕組え
吉え除廉用捨申付
右来知せ候様申達

十八日
一已刻前吉田侍従
神供之除廉用捨ニ付
渡方之儀役人中え申付
右之令承知
後院御番詰中被とれ候ニ付
申渡已刻之事役所ニ揃候也
御所ニ罷出御番所え参候
勤之候御届申入候

一御能ニ付御番所ニ参御所ニ
ニ付申渡候ニ付
後院御用之通被仰付候ニ付
右之趣御承知被成候様
申上候ニ付別紙之通
二三日中ニ為御届候
右之段申し

此院様御機嫌之事ニ付

相弟ニ存知ニ居
此院様ニ而御用之事御事
之事申し候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

一 戌六月

一 後院木庭之樹木竹木立ケ所ヲ改メ
セられ右者御下奉行衆へ被仰付候
御庭方懸り之者共ゟ御普請方奉行衆
御作事方御手附ニ而御修理
松竹杉桧之類入用之程相改メ候
右人数凡人足ニも相成申候
右之通

惣木数百七十本余　後院御庭方

一 弐十本　但れ　御庭方四人
　　　　　　　　右之通り相改候
一 十本迄　　四人
一 十本迄　但十九人
一 十本迄　近番　当番方
一 十本　　　　　　吉川氏

右右人ハ相通り候由御届申上候

右通之通り六月廿五日御所江差上申候
川辺より
右月廿五日

一 御奉行衆御庭掛り御用之儀
ら仰付候ハ　後院御庭
御庭方御用掛り　[illegible]
御庭方御掃除木竹之類
仰付られ候御修理
但十五ヶ所ニ相成候掃除
入用之分ハ右之御庭方
御庭へ今ヶ條ニ御庭方御用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

廿日
一 清涼殿紫宸殿口御取附出来ニ付、
手代源助を以申入候處ニ、無之ニ付
早々暗ク大工作事方へ申付

一 去ル申年十二月吉日、
清涼殿御殿之間御對面ノ間ニ而
々修覆伺候而何ノ御擬居
御所向之年々少々右ニ付御沙汰
割符受候て猶吟味之上建修
廿七歩之積を以来年申上ル由書
源助申付候右之品元ニ尚治
上之上申上候様ニ割符受取
ともに申候
右割符書付取ふ之候ても以
前日ニ付入御臺所へ持参之上入候ニ而
御修復中々割符請取候返状ハ
御所御臺所御用方御入候

廿日
一 清涼殿加判出来ニ付人令り
御所御修復之上御見分ニ付
御本丸之御修覆ニ付右御伺
候文源助ニ申付候ニ付、入九
女院御所ニ而参上修覆御用
右御所ニ而御見分之上ニ付
上様御取

加茂やしき成相済候
下候へハ御沙汰之旨返
書付有

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

右節〻ニ付て

十二月八日

一後院番相勤候御役ニ番中当時
ハ夜ニ御茶屋ゟも相詰候由御仕
其上　女院様御成之節ハ御茶
屋掃除等も仕候ニ付御広敷ゟ以申〻、
被仰付候旨右ニ付渡辺与八郎ゟ御附衆
迄申達候処右之通書付被指出

一後院所番相勤候御役ニ番中当時
夜ニ御茶屋ニも相詰候由御仕
其上　女院様御成之節御茶
屋掃除等も仕候ニ付御広敷ゟ御附衆
被仰付候処今般金子申上候ニ付
被仕候旨申来

右書付山中執前守へ長田織部正ゟ
ハ差出候月番長田義ハ右書付並ニ
奥ニ而上ハ右奥ゟ両番頭衆之付ニ
被仰出候処御広敷ゟ御附衆御中方
之旨表役以口信為之右介まゝる
御附衆ハ相伝ハ御役にて候来十二
日相済

十二月十日

一後院番相勤候無御役ニ番中ニ
金ハ申達

右ハ所御広敷ゟ御附衆へ相伺ニ而御附

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十二月廿八日
一 右小人目付小堀八ヘ請取候所
八日ヘ番所へ勘定所へ出ス鈴木吉
廿五日四ツ時より請取候所
十二月晦日
一 中坊和馬へ小人目付五百四十四匁
右は当月分請取候ニ付
御同所向ニ人請取候旨御届申上候
右相済候

宝暦五乙亥年
正月四日
一 戌十二月晦日中坊和馬へ請取候
右小人目付五百四十四匁中より今日
請取候宝暦之候へ共
御届

七日
一 右小人目付請取候通請取候
此段人ノ裏ニ下り請取今日中坊ノ
御役所へ御届申上候
候旨右之通御届申上候

十八日
一 後藤備前守吉田三郎兵衛
御勘定ニ付御役人衆へ
鈴木三郎兵衛
同 鈴木信濃守
鈴木三郎下野守
右之通御届申上候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

五月十八日
一 書付壱通御渡し候
御供御進ニ付右御役人
参向被遊候様申上今日
於御所方御修復参候由
御申上候へ入候
右役人衆へ申達候一件之書付
人々案内申事

廿五日
一 例年之通今日之刻限書付
後院御留守居御出ニ付
被為入御所方御修復参候
御座候へ入候
右御京偽之会一件之書付
御意内々之御用書付参
御奉公人もハ事ん

一 修理御修復ニ付書付之候
之花

五月廿九日之上
延享三寅年十二月ヨリ卯四月迄
後院御鎮守御修復
右ハ御奉行、役所修加〇〇之書

六月二日之上
候上入
延享元子年八月三日
柿本御社御修復
右ハ修加茂へ合済候ハヽ
後御ちうら

六月四日之上
一 元文五年 六月十三日
御修理外延宜 此刻

六月六日上ル
一延享元子年八月三日ニ
柿本御社御修復
升ち人

右ハ伊賀守へ申合、廣橋殿へ
伺済ニ候

六月四日上ル
一元文五年六月十三日
御張守外遷宮　成就

一六日御社屋祢修覆ニ付、今日ゟ取
掛り申候

一廿六日御社屋祢今日迄ニ相済
由京都正蔵ゟ申来ル

一七月九日御社今夜　成就
正遷宮

右安見政之助ニ御用勤させ
申候所、無滞出来ニ付、書付を以今日ゟ
廣橋殿へ伺済候

一享保十九寅年
御張守社へ新　并　神供所
御釜殿ゟ石垣御修復
右ハ修理職人中場、廣橋殿
川崎書付を以伺済
廣橋殿へ申上候

一淺野御張守御修復之儀ハ
三人御釜殿御修覆ニ付古小場
吉田信濃守殿・清水谷殿　川

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十三日
一　鈴木周防守御内玄蕃、
何ゟ御所方へ御出入之
御饗守御修復之節、御作
事方ニ而又周防守へ御請負
致し来り申候
御仮殿御内陣御入用之
机五脚
右之内
御本社壱脚
幅弐尺八寸
高サ壱尺三寸
長サ御仮殿南階段ニ入
候程ニ
御末社三脚
幅弐尺八寸
長サ三尺八寸
高サ壱尺三寸
右弐脚
何も一脚ハ小サク右之内
ニ入候程ニ
摂社御社壱脚
右中長サ高サ共ニ何分
ニ而も可仕

十四日 右書付之通別紙書付今日
御所御修理職四辻大膳亮
御渡ニ付、修理方へも御渡申来
候様ニ申渡ス、右則小堀え申渡
此方より御渡之書付之通ニ
調一つ〃ニ右より御渡相成有
之候也

一今朝鈴鹿下野守様御越、
持参書付見之

後院御鎮守
御社殿御修理始之日時
六月十八日 庚申 時辰
十九日 辛酉 時午
廿九日 辛未 時午

六月十三日

右之通書付此方へ修理之儀ニ付
伺参所ニ而右之通出来候ニ付
御渡ニ相成候様存候得共ニ付
右之通ニ相成候事ニ候得共
ニ相成候旨申談候事ニ候

一右日時之内十八日庚申時辰
ニ致度旨四辻大膳亮殿迄
右日時ニ治定被致候様申入候
諸事御修理殿ニ付御渡ニ付
此ニ伝奏御修理殿え申入候ニ付
掛り新修理之儀御修理
之候ニ付右御修理方へ申入
御所御修理方別紙書付ニ而

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

右於 御所御蔵ゟ済々
延宝元年九月
一 同御鎮守御本社遷宮之

御下行米拾弐石
右於 同所ゟ済々
同三年五月
一 同御鎮守御本社両末社山神
假殿遷宮御下行米三拾五石
右二ヶ条於御蔵ゟ済々
同四年四月
一 同正遷宮御下行米四拾五石
同五月新御社遷宮御下行
米七石
右二ヶ条於御蔵ゟ済々

右書付貞享元年六月十八日ニ
御所御賄頭衆へ上ル

未四月
一 今日於御所御賄頭衆御会
吉田左兵衛かたへ如此
後院御鎮守御社正遷宮新
御遷宮正遷宮ニ御下行
米合六拾弐石案紙持参
一冊御渡し如斯之扣
又御渡候へ下勘定之節も先ヶ下
上候へ入念之事

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

今度
後院御鎮守御本社西宮社
山神稲荷御社新御社等修破
遷宮正遷宮為寄之御下行
米六拾弐石五斗一三斗右之
通ら上候旨願之通被仰付候
旨申渡候に付ら上入候事
吉田卜部二位殿
六月廿四日
阿部下野守
阿部周防守

柳原大納言様御内
山中主馬殿
大橋職部殿

廣橋前大納言様御内
濱路主膳殿
水谷彈正殿

右山陵御役所御役元ゟ之達候伺
侯伺之ハヽ御下行二ヶ所ゟ出入所ゟ
諸事之通元文三年同断
往来書付写候伺之通之

一今ゟ後院御修復御出来ニ付
右之候之同前ニ付
参候ニ付為御抵扱化幻抵御

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十七日大八あらし内
後藤ニ而之仁立候様ニ
之火事書申達候
十七日ニ右之段申上候

一 後院御修復而之事申来
ニ付今日伝奏衆へ申
大膳亮ヲ以申上候文御賞様
当分御すみ切之体ニ付申上候
七ツ時御今日一段之事うれし

十七日

一 鈴鹿周防守
鈴鹿長門守
右両人ハ今日ニ而御見廻り別
ニ後院之事御用被仰出候
伝奏衆ゟ御渡被成候条々内
中大膳ニ而右両人へ對談御
合被仰候ての仕様ニ候付衛
様被仰候由申候て相済候由
右両人ハ伝奏衆ゟ被仰出
候ニ付ての事退出

一 御所御修復白砂之義
右膳両人御廊下ニ相詰候
其又御所御修理被仰出候
ニ付伝家ニ御渡被成候

様子右之義被仰ニ付御
ら申付ニ而御賄方へ申
大膳亮ヲ以伝奏衆へ書付差上候

一御本社御修復ニ付[illegible]
芦屋両[illegible]御廊下[illegible]
並ニ又御本社神供所并西ノ方
二十坪余ニ而御修覆被成候
様子右御修復ニ付見分ニ御座候
ら申付かニ付御普請方へ申
大膳亮申候処右之段書面を以
相伺候処申ニ御修復ニも有之
之義ニ付伺之上ニ而可申付候方ニ
[illegible]漸く[illegible]罷成三[illegible]
宮修理奉行ニも書面を以
一中頃本家知之通書面を以
御修覆申上候所[illegible]
[illegible]申上候[illegible]
[illegible]御[illegible]
様子大膳亮[illegible]
若狭守殿 書面
[illegible]神[illegible]御修覆御座候[illegible]
[illegible]御廊下[illegible]

覚
一本社御社御廊下 壱ケ所
　梁行弐間ニ桁行七間
一御田御社三社御廊下 壱ケ所
　梁行弐間ニ桁行拾八間
一人丸御社御廊下 壱ケ所
　梁行弐間ニ桁行六間
一神信部屋御家 壱ケ所
　梁行弐間ニ桁行四間
[illegible]御修[illegible]坪数三拾七坪
右御家御修復御場所之置屋根居
様ニ相成候得共何卒仕候様
[illegible]根[illegible]一ノ仕合奉[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

御常御殿北ノ方 二

一御几帳　一ツ

一御幌　一ツ

一御屏代　三ツ

一御簾　一間

一御畳　一帖

御常御殿東ノ方

右同断

新御殿

右同断

御茶御殿

右同断

山里

一御几帳　壱ツ

一御簾　一間

次ニ

八月

右書付之通下ニ辻宮和泉守殿

吉田家ニ而久々ヤ殿吉川周防守

御御被仰付

一御被成御被三千疋之遣之事

同人ゟ御届ス

一辻官と申年別々和議〻

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一らうそく　三十挺
焰墨　三本
薄様　二十枚
右ハ御所勘作取〃ニ而御下ケ候し

一今夜下遷宮ノ日時ハ左之通
吉田家ゟ勘進候　奉行衆ゟ御通
達相済候ニ付左之通相心得
来ノ日座候ニ付昼夜ニ而午下刻
女院御所ハ七百坪申合之通当内
二ノ丁堂を相本相之今日後候迄
女院御所ハ萬ノ間ハ候ケ之下候し

一御本社　北ノ御社　二社
門西姫ノ宮一社　稲荷社
山神社
右六社下遷宮ニ　貴船ニ相成
所役殿ハ本社ノ前殿　北者社ノ
前殿　稲荷社ノ前殿　入仮三ヶ
新所役殿ニ役之ニノかまし申こ
右ハ御修理方ゟ主殿ゟ相渡ス
手代立合吉澤助次郎ニ

一右御社ノ前ニ高張灯一張ツヽ
達ス

一新調之御社之御社一ヶ所ツヽ之通

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

同之吉方御返事申上候又御次第
ニも御相談ニ而候
當座之御代参被出候
後院御撫物を以御祈禱御
調度新調被仰付

覚
後院御調度
一御太刀袋　弐ツ
一御几帳　壱ツ
一御幌　壱ツ
一御壁代　三ツ
一御簾　壱間
一御畳　壱帖
御帯紐北之方
一御几帳　壱ツ
一御幌　壱ツ
一御壁代　三ツ
一御簾　壱間
一御畳　壱帖
御帯紐東之方

一 御几帳　壱ツ
一 御幌　壱ツ
一 御褥代　三ツ
一 御簾　壱間

大嘗会之節[illegible]

一 御几帳
一 御幌　壱ツ
一 御褥代　三ツ
一 御簾　壱間
一 御畳　壱枚

柿本御社
一 御几帳　壱ツ
一 御幌　壱ツ
一 御褥代　三ツ
一 御簾　壱間
一 御畳　壱枚

山神
一 御几帳　壱ツ
一 御簾　壱間

右ノ書付九月十八日ニ持参致
表之御所へ出頭[illegible]
[illegible]

一行九帳
一御幌
一御簾代
一御簾
一御畳
一御屏風
一行八帳
一御幌
一御簾代
一御簾
一御畳
梅本御社
一御九帳
一御幌
一御簾代
一御簾
一御畳
山神
一御八帳
一御簾

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一御帳　壱冊
一御簾　壱冊
九月

右ノ書付九月十六日ニ伺参候
処ニ此段[illegible]当分[illegible]を
右[illegible]ハ出陰式ハ差控ニ
而ニ而[illegible]之新調
ニ出来ニ相成候而格進書付相
石田家人[illegible]ニ而所司代
、御用[illegible]差出ス[illegible]之
諸色[illegible]御入用之

右書付之通十二月廿六日小堀[illegible]清水
[illegible]保科[illegible]吉田様ニ差上ル
[illegible]御渡ニ[illegible]御用ニ而御達ニ相成

十二日
一所司代参候而[illegible]
御張[illegible]御渡[illegible]書付[illegible]
[illegible]御所御飯御膳
[illegible]御入用[illegible]書付[illegible]
[illegible]所司代[illegible]
[illegible]
十二月廿六日清水[illegible]

十六日
一[illegible]御張紙、御[illegible]
[illegible]御進ニ付[illegible]
[illegible]役人衆[illegible]
[illegible]御所御用[illegible]
御所[illegible]
右[illegible]役人衆[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

長田御中宮内

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

三月
十六日
一 後院御法事ニ付、此度吉田
二位殿ニ者、神供調進ニ付、已刻
以後ヘ参向ニ付、同辺備後
并鈴木参り、尤今日後ヘ参
向ニ付、一昨日鈴鹿周防守
書面ニ而、当月中参り候様
被為仰渡候
御所ニ者、御所御沙汰ニ而御祭礼
御座候入ニ付

十七日
一 昨十五日已刻前後、吉田二位殿
後院御法事ニ参候ニ付、御尋
御座候所、追而申上候旨、御留守居
申来ル、右鈴鹿周防守ニ参り候
返書差出ス
大ら近日来り候ニ付、後院番所
役番所御例ニ而、与力ヲ以周防守へ届出
候由ニ而、相済候旨申し届候

一 吉田殿今日明日ニ参候ニ付
申来ル例ニ而、追而可申上
御料所鈴鹿周防守ニ而
ニ而申来ル、右返書差出ス

廿五日
一 今日已刻頃吉田殿

後院御法事ニ付、参詣
…
御役番所…

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一 四月
一 正遷宮十三日ニ御治定之旨
ニ而吉田殿家司ゟ申来
少将ニも伝奏衆ゟハ此方、
伺之上被仰候ニ付今日
所新御普請、並御月番
申入置候十三日ニ而ハ段
甚差支ニ付延引之儀
右申入候処、田中大膳ニ而
上演之遷宮下遷宮之儀
申入候処ニ付急キ御縄張
積り之上近々ニ相済候様
相ニ申入候、右出来候上ハ
ス御屋掃除可被仰渡候
旨申聞ス

一 九日
鈴鹿織部
御内玄関、御台所之御修復
之内御損じ之所々仕直
ニ付申入候ニ付箇所二ケ所
見分之上申渡候ニ付大工
二伝兵衛へ申渡し候、作事
方ゟ申渡し候、則ち見分
来十日迄相済候様申渡し
「取合申渡し置
「申遣ス

一 十日
鈴鹿内匠
鈴鹿織部

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一 十日

冷泉内府殿
冷泉羽林殿

右ノ御役人相渡為内々ニ御ふ
信濃守ら隠便ニ而大御宮へ参内
見まゝ御手紙ニ而御殿、ま隠まき
らり候ニ而ゆかしく好ましく此まで
不心得ノ中ニ而清見ニまゐ御めや
まニ御うら申ておまゐ御神詣所へ
方ニ進上ゐてかり公卿中参
まゐ進清ニまゐりけ何の事はなし
のや、うれしく思いけれど御退
之通りニ仰せ付ける追而

十三日晴
一 御張守正遷宮ニ付

冷泉内府殿
冷泉羽林殿
冷泉中将殿
冷泉少将殿

右ノ御役人十五人相済ニ付
御賀ニ而則今般御遷宮ニ付御
庭一通りゐ出ニて参り候而見
修理申付而御番中へ上御
金御紙料出ル
一 らられりく　其　御書参らせ候

人中々室内ニて一両ツヽ
つかへ

一 近宮ニ御帰子別ニ相済
二位殿御退出ニ付御済ニ付
永々御懐ニ入れ其座ニ而公役
番中ニ而御座ニ而へり出
く之御吟味之事

一 近宮らの御断有之
女院御所へ上らん様御目出度
又御所へつかへ上らせらるへし

一 御月番御京殿ニ而公人御届ニ付
近宮ニ御帰り相断申候
御所へ上り申候

一 元日 中御門院様御代
後院御預守 近宮しきに
当日御所ニ而参勤ニ付
御所へ御役人御菓子御届
候ニ付御中ニもらひ申候而
此年ハ公も一日ニ而しかし此間
御所御参りニ而御ひらき候ニ付
御かへりやうニ候御出候ハヽ
元日ニハらひ相済候ハヽ
御所ニ而公御届ニ御祝ニ付
一日御所御勤め候ニ付
元日御所ニ而御勤め候